

施設利用規約

制定日:2024年08月01日
改定日:2024年09月14日
改定日:2025年01月01日
最終改定日:2025年02月01日

第一章 総則

第1条(定義)

- (1)「当社」とは、株式会社ワールドフィットをいいます。
- (2)「パートナー」とは、当社と契約しb-monster施設(以下、「本施設」といいます)を運営する法人または個人をいいます。

第2条(運営管理会社)

本施設の運営管理は、当社が行います。

第3条(目的)

本施設は、フィットネスを通じて、会員の健康を維持・増進することを目的とします。

第二章 会員

第4条(会員)

- 1 当社ないしパートナーが利用を承認した方を会員といます。
- 2 当社ないしパートナーが認めた場合、入会前のトライアルとして、会員以外の方(以下「トライアル会員」という)が施設を利用することができます。

第5条(入会資格)

本施設の会員及びトライアル会員は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。

- (1)本施設の利用が可能な健康状態にあり、医師から運動を禁止されていない方
- (2)本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の規則に同意する方
- (3)成年被後見人及び被保佐人でない方
- (4)心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- (5)刺青タトゥーを店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができる方
- (6)反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等)の関係者でない方
- (7)妊娠されていない方
- (8)満16歳以上の方。未成年の場合、親権者より入会の同意を得た方
- (9)同業者でない方
- (10)過去に本施設より除名の通告を受けていない方
- (11)過去に本規約その他当社が定める規約に違反をしていない方
- (12)その他施設ごとに定められた基準に関し、審査のうえ適切と認めた方
- (13)当社が認める場合を除いて、複数のアカウントを所持していない方

第6条(入会契約の締結及び手続)

- 1 本施設の会員となることを希望される方は、申込手続をおこない、当社ないしパートナーが定める審査を通り、入会事務手数料を納入した時点で、入会するものとします。
- 2 会員及びトライアル会員は、当社に報告した内容に変更があった際は、遅滞なく変更手続を行う必要があります。

第7条(入会事務手数料)

- 1 会員は、本施設の入会の事務手続に関する費用として、当社ないしパートナーが別途定める入会事務手数料または、再入会事務手数料を入会時に支払います。なお、トライアル会員が予め定められた条件に従って入会を行う場合は入会事務手数料が免除になる場合があります。
- 2 支払済みの入会事務手数料は理由の如何に関わらず返還いたしません。

第8条(会員証)

- (1) 当社ないしパートナーは会員及びトライアル会員に資格を証するためのQRコード形式の会員証を交付します。
- (2) 会員証は、予約システムにて確認することができます。
- (3) 前項により会員及びトライアル会員は本施設の入場に際して当社ないしパートナーが交付した会員証を提示する必要があります。
- (4) 会員証は会員及びトライアル会員本人のみが利用することができ、第三者に貸与・譲渡できません。

第9条(利用資格)

会員及びトライアル会員が次の各号に該当するときは、施設の利用の全部又は一部を禁止します。

- (1) 妊娠している方
- (2) 酒気を帯びている方
- (3) 刃物など危険物をお持ちの方
- (4) その他プログラム受講時点において、第5条の各号を満たすことができないまたは、できないおそれがある方

第10条(利用料)

- 1 会員及びトライアル会員は、当社ないしパートナーが定める期日までに、当社ないしパートナーが定める料金を支払うものとします。初月会費は、入会プランと入会日によってこちらに定めた基準で計算されます。
- 2 本規約で別途定める場合を除き、支払った料金は返還されないことに合意します。
- 3 本条に定める期日までに利用料の支払いが確認できない場合、当社ないしパートナーは、会員及びトライアル会員の施設利用等を停止することができます。

第11条(遅延した利用料の支払い)

- 1 予め定められた商品代金のお支払い時期に、代金のお支払いが確認できなかった場合は会員は弊社が定める支払い期限までに指定された方法で代金を納める必要があります。
- 2 当社ないしパートナーは、指定された期日内に支払いが確認できない場合に該当の会員を未納退会とすることができます。その場合、予約機能を停止し、施設の利用ができなくなるものとします。
- 3 未納退会後に再契約を希望する場合、当社が定める事務手数料を全て支払うことで再契約を行うことができます。
- 4 未納退会後、当社が定める期間内に遅延事務手数料を支払いのうえ再契約が行われない場合、または同一人物の未納退会が3回目に達した場合、規約退会として今後一切の全施設利用を不可とします。

第12条(利用料の返金)

納入済みの利用料については、理由の如何に関わらず原則返還いたしません。

ただし、健康上の理由、その他当社ないしパートナーが認めた場合、証明する書類、診断書等の提示をいただくことを条件とし、返金またはクレジット決済の取消をします。返金が発生する場合の返金方法は口座振込(手数料お客様負担)とします。

なお、返金額は当社の定める計算方法に則り算出いたします。

第13条(予約・キャンセル)

1 当社ないしパートナーは施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は事前の予約制とします。予約時間、予約方法などに関しては別途定めます。

2 会員及びトライアル会員は店舗の運営状況等により予約がとりにくい場合があることを予め了承します。

3 会員種別ごとに定められている予約権の付与と失効について、以下の通り定めます。

(1) マンスリープラン及び複数月の会費を一括して支払うプラン(以下「ロングプラン」という)の場合、毎月1日に会員種別ごとに所定の回数の予約権を付与し、当月末日まで付与された回数を使用することができます。

(2) チケットの場合、購入日を含めた14日間、購入枚数に応じた予約権が付与されます。なお、購入日を含めた14日間で予約権を行使していない場合も、予約権は14日目終日をもって失効します。

4 キャンセル可能時間内(プログラムの開始60分前)までにキャンセルが実施されず、未受講となった場合は、無断キャンセル扱いとします。また、トライアルチケット及びprivate sessionチケットで予約したプログラムは、キャンセル可能時間をプログラムの開始前日23:59までとします。

5 当社ないしパートナーは、無断キャンセルを毎月1日～15日若しくは16日～末日の間にそれぞれ2回以上行ったお客様の予約機能を停止することができます。店頭での無断キャンセル事務手数料料金の支払いを行うことで、予約機能の停止を解除できるものとします。

6 無断キャンセルの場合、会員及びトライアル会員が対象のプログラムの予約に使用した予約権は消失します。ただし、やむを得ないと当社ないしパートナーが判断した場合に限り、キャンセル事務手数料の支払いが免除され、予約権の消失が取り消されます。無断キャンセル発生日に公共交通機関の遅延や運休が発生した場合の判断には、証明書のご提示が必要です。

7. private sessionチケットで予約したプログラムにて無断キャンセルが発生した場合、都度予約機能がロックされます。ロック解除にはチケットと同額の金銭をお支払いいただく必要があります。

第14条(プログラム内容等)

1 会員及びトライアル会員は、当社ないしパートナーが特定の効果を約束するものでないことを理解し、契約するものとします。また、当社ないしパートナーのプログラムは一切の医療行為等ではなく、体力向上やボディメイクに関する情報提供にとどまることを理解し、契約するものとします。

2 会員及びトライアル会員は、受講するプログラムのパフォーマーが変更されることがあることを予め承諾します。

3 会員及びトライアル会員は、細心の注意を払ってプログラムを受けるものとします。

4 プログラムの所要時間は、プログラムごとに定めるものとします。

第15条(申告義務)

1 会員及びトライアル会員は申込時に当社ないしパートナーに申告した内容が事実と反しないことを保証します。

2 パフォーマーは、当日のプログラムを受講させるか決める権利を有します。また、パフォーマーがプログラム受講不可と判断した場合には、プログラム受講を中止する場合があることを了承します。

3 会員及びトライアル会員は、自身の体調を自己の責任において管理するものとし、プログラムを受講するにあたり、体調が万全な状態にすることとします。

4 会員及びトライアル会員は、プログラムを含めたサービスの提供中において、体に痛みや違和感などがある場合には、速やかにパフォーマーに伝えるものとします。

5 会員及びトライアル会員の体調不良などに起因する損害については、当社ないしパートナーは一切責任を負わないものとします。

第16条(施設等の利用)

1 当社ないしパートナーは、契約する駐車場、提携駐車場、近隣コインパーキング等における車両事故、盗難事故その他の事故については一切責任を負いません。

2 会員及びトライアル会員自身が本施設を利用して当社ないしパートナーのサービス提供を受けている時間以外において、会員及びトライアル会員は前項の駐車場を利用することはできません。また、前項の駐車場の利用にあたっては、他の会員及びトライアル会員、その他第三者の迷惑になる行為を一切しないものとします。

3 会員及びトライアル会員は本施設の利用において、本規約その他当社ないしパートナーが別途定める規則・事項及び、パフォーマーの指示内容を遵守します。

第17条(会員資格及び譲渡・名義変更)

会員及びトライアル会員の資格及び各種チケットは、当社ないしパートナーが承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更はできません。また、担保、差入等の処分もできません。

第18条(会員資格の喪失)

会員及びトライアル会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。なお、会員資格の喪失時期は会員及びトライアル会員が該当したそのときとなります。

(1)死亡したとき

(2)第5条に定める入会資格が欠けたとき

(3)第19条により除名されたとき

第19条(除名)

1 会員及びトライアル会員が次の号のいずれかに該当する場合、当社ないしパートナーは会員を除名できます。

(1)第5条の入会資格を満たしていないことが入会後に判明したとき

(2)第5条の入会資格を喪失したとき

(3)第11条の規約退会に該当するとき

(4)第25条の禁止行為に違反したとき

(5)本規約、及び当社ないしパートナーが別途定める規則・事項に違反したとき

(6)当社ないしパートナーの許可なく、パフォーマーから直接指導を受けたとき

(7)その他当社ないしパートナーが会員及びトライアル会員としてふさわしくないと認めたとき

2 上記の理由により除名されたとき、会員及びトライアル会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

第20条(トライアル)

1 トライアルの期間、利用料などの諸条件については別途定めます。

2 トライアルを利用する際は、トライアル同意書の内容に全て同意の上、利用いただくものとします。

3 トライアル期間中に初回来店スタジオで退会手続が行われない場合、トライアル最終日の翌日から入会となります。入会日から土日祝を除く5営業日以内に、初月会費と翌月会費が請求されます。

4 本規約ないし当社ないしパートナーが別途定める規則・事項において、当社ないしパートナーと会員間に適用される条項は、当社ないしパートナーとトライアル会員間にも適用されるものとします。

第21条(休会)

1 会員は、怪我、病気、妊娠、転勤、災害その他これらに準じる事由があり、当社ないしパートナーが認めた場合にのみ休会できるものとします。

2 休会の手続は原則として、店頭で申し出を行う必要があります。

3 休会申込の受理がなされた月の翌々月1日から休会となります。ただし、怪我や妊娠など、当社ないしパートナーが認めた場合に限り、この限りではないものとします。その際には、母子手帳もしくは通院を証明する書類を提示いただく必要があります。

4 会員は、休会中、当社ないしパートナーが別途定める休会費を支払うものとします。

5 その他休会及び休会の取り消しに関する手続は、当社ないしパートナーが別途指定する方法によるものとします。

第22条(解約)

1 契約を解約する場合は、会員本人が店頭で解約の申し出を行うものとします。当該契約は、会員の当該解約の申し出があった月の翌月末で終了します。ただし、入会や再入会時の開始月の解約申し出に限り、当該契約は解約申し出があった月の翌々月末日で終了します。第1項にかかわらず、怪我や妊娠など、当社ないしパートナーが認めた場合に限り、この限りではないものとします。その際には、母子手帳もしくは通院を証明する書類を提示いただく必要があります。

2 契約が終了した場合であっても、契約終了日までに付与されるチケットについての払い戻しは致しません。

3 第1項により、会員が、ロングプランを解約する場合、当社ないしパートナーは、会員に対して、当該プランの費用全額から次の金額を控除した上で、残金がある場合に限って、当該残金を返還します。

(1) 6months、1yearプランの場合

(ア) 契約期間の開始月に定められた各店のデイトタイムプラン価格を日割計算した、当該プランの入会月の利用料

(イ) 各店のデイトタイムプラン価格に、契約開始月の翌月から契約終了月までの月数を乗じた金額

(ウ) 解約事務手数料として、各店のデイトタイムプラン価格

(2) half・all yearプランの場合

(ア) free studioプランの価格に、契約開始月から契約終了月までの月数を乗じた金額

(イ) 解約事務手数料として、free studioプランの価格

4. 期間限定キャンペーンを利用して入会いただいた場合は、解約の適用日また解約時に発生する事務手数料等の金銭の支払い義務その他解約における取扱いは、当社が別途定めるキャンペーン同意書等の内容によるものとします。

5 その他解約、解約の取り消しに関する手続ならびに支払いは、当社ないしパートナーが別途指定する方法によるものとします。

6 支払済の会費期間内でのご契約内容の変更および休会等の変更処理は原則として不可とします。変更が必要な場合には、3項に準じて解約手続を行う必要があります。

第三章 運営・管理

第23条(運営管理)

本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

- (1)本施設の運営管理は当社ないしパートナーの責任においておこなわれます。
- (2)会員及びトライアル会員は本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
- (3)当社ないしパートナーは施設の利用など、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第24条(諸規則の遵守義務)

会員及びトライアル会員は本施設の利用に際し、所定の手続をおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社ないしパートナーが定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第25条(禁止行為)

1 当社ないしパートナーは、以下の行為を禁止し、会員及びトライアル会員はそれを承諾します。

- (1)他の会員及びトライアル会員、パフォーマーなど当社ないしパートナー従業員、その他第三者に対する誹謗中傷行為、威嚇・迷惑行為、暴力行為、大声を出す行為、過剰な監視や執拗な追跡を行う行為、不正な情報収集や不当な接触を行う行為、その他これに準ずる一切の行為
 - (2)施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為
 - (3)刃物、火器、薬品など危険物を施設に持ち込む行為
 - (4)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為
 - (5)高額な金銭、貴金属その他貴重品を施設へ持ち込む行為
 - (6)(5)に該当する物品をパフォーマーやキャストなど当社ないしパートナー従業員へ差し入れる行為
 - (7)パフォーマーに対する当社ないしパートナー以外の他社への就職あっせんや引き抜き行為
 - (8)本規約及び当社ないしパートナーが別途定める規則・事項、法令及び公序良俗に反する行為
 - (9)パフォーマーと本施設外にて接見する行為
 - (10)本施設の秩序を乱す行為
 - (11)当社ないしパートナーの許可なく施設内を撮影、または録音する行為やこれらを公開する行為
 - (12)動物を持ち込む行為
 - (13)公平性を欠き、他の利用者の円滑なシステム利用を妨げる以下の行為
 - (ア)自動操作ツール、外部ツール等を利用して予約を取得、変更、キャンセルする行為
 - (イ)その他当社が不当と認める通常とは異なる方法で予約を取得、変更、キャンセルする行為
 - (14)当社ないしパートナーの提供するシステム、ツール等や情報を当社ないしパートナーの許可なく活用ないしは収集し、情報を公開ないしは収益を得る行為
 - (15)適切な監督をすることができる者(事前に当社ないしパートナーが認める者に限る)を同伴させずに、お子様その他監督が必要な者を本施設に連れてくる行為
 - (16)その他、当社ないしパートナーが会員及びトライアル会員としてふさわしくないと認める行為
- 2 前項各号に違反した場合、会員及びトライアル会員は当社ないしパートナーに対し、損害賠償責任を負います。
- 3 第1項に違反したことにより、会員及びトライアル会員ないしその関係者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第26条(休業日)

各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに当社ないしパートナーが定める日を休業日とします。

第27条(営業時間)

各施設の定める営業時間とします。

第28条(施設の閉鎖・休業・解散)

当社は、次の各号に該当するときは、施設の全部または一部の閉鎖、休業または本施設の解散(以下「閉鎖等」といいます。)をすることができます。

- (1)天変地異、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったとき
- (2)施設の増改築、修繕または点検を実施するとき
- (3)社会情勢の著しい変化があったときまたはそのおそれがあるとき
- (4)施設が定める定期休業によるとき
- (5)事業譲渡その他本施設の運営事業の承継、本施設の運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき
- (6)その他、当社が、本施設の閉鎖等をすべきと判断したとき

第29条(施設運営システム等の変更)

当社は、施設運営システム等について、当社の判断に基づいて変更することができます。

第30条(通知方法)

- 1 当社から会員及びトライアル会員への通知は、原則として、届出のあった住所に対する書面の送付、書面の交付または、電子メールアドレス宛ての電子メール、LINEの送信、マイページ・アプリ上の通知によるものとします。
- 2 前項の書面の送付による通知の場合、書面の発送をもって効力を有するものとします。その他の手段の場合も同様に通知を送信・通知した時点で効力を有するものとします。

第31条(当社ないしパートナーの免責)

会員及びトライアル会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社ないしパートナーは施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社ないしパートナーに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第32条(損害賠償責任免責)

- (1)会員及びトライアル会員が本施設の利用中、会員及びトライアル会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- (2)他の会員及びトライアル会員その他の第三者との間に生じた係争やトラブルに対して、当社ないしパートナーは、当社ないしパートナーに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第33条(会員の損害賠償責任)

- (1)会員及びトライアル会員は本施設の利用中、会員及びトライアル会員の責に帰すべき事由により当社ないしパートナー、他の会員及びトライアル会員、第三者に損害を与えたときは、その会員及びトライアル会員が当該損害に関する責任を負うものとします。
- (2)会員及びトライアル会員はロッカーキーを紛失した場合、その旨を直ちに当社ないしパートナー従業員に告げ、ロッカーキー及びシリンダーの実費として、4400円(税込)を当社又はパートナーに支払うものとします。

第34条(個人情報の取扱い及び保護)

会員及びトライアル会員は、個人情報の提供に係る当社の取扱い及び保護方針を理解し、契約するものとします。

(1) 当社ないしパートナーが会員及びトライアル会員の個人情報を取得し、当社ないしパートナーが別途定める個人情報保護方針に従って管理することに、会員及びトライアル会員は同意するものとします。

(2) 会員及びトライアル会員が本施設のフランチャイズ本部ないし加盟店のいずれにおいて入会を行った場合であっても、本施設のフランチャイズ本部及び加盟店が会員及びトライアル会員の個人情報を、別途定める個人情報保護方針に従って共同利用することに同意するものとします。

第35条(本規約等の改訂等)

1 当社は、本規約その他の規則の改訂を行うことができます。なお、改定を実施するときは、当社が予め改定の10日前までに告知することにより、改定した本規約その他の規則の効力は会員に及ぶものとします。

2 当社ないしパートナーは、入会事務手数料・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動その他一切の事情を勘案して改定することができます。

3 会員及びトライアル会員は、本施設の運営主体が変更する場合があることを予め了承します。

第36条(管轄の合意)

当社ないしパートナーと会員及びトライアル会員の間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。